平成２３年（フ）第１０５６号
奈良県橿原市曲川町３丁目４番27号、前住所大阪府寝屋川市長栄寺町４番23号、事業所所在地堺市東区丈六183―61
債務者　たこ焼屋ケンちゃんこと　中田　健二
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０７３号
大阪府羽曳野市高鷲２丁目23番４号、住民票上の住所鹿児島県大島郡与論町大字茶花58番地
債務者　柳田　充弘
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０７６号
大阪府羽曳野市高鷲２丁目23番４号
債務者　熊谷　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１４号
大阪府河内長野市旭ケ丘25番２号、前住所三重県鳥羽市石鏡町338―５　石鏡第一ホテル社員寮
債務者　犬藤千穂美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１８７号
大阪府河内長野市木戸東町８番５―201号
債務者　西端美奈子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
静岡県掛川市大渕12010番地　サンフラワーＣ―202
債務者　大西　綾乃
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１９２９号
名古屋市東区出来町１丁目１番７号　ダイアパレス新出来801号
債務者　恵　　裕樹
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０３３号
名古屋市東区大幸３丁目16番26号　ヤマト運輸名古屋東寮627号
債務者　大槻　正光
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２１号
香川県高松市鬼無町藤井576番地３　レオパレスエクレール鬼無102号室
債務者　森　　進一
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１４４号
福岡市南区横手２丁目34番16号
債務者　熊谷　憲子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４０号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目143番地フレジュールＩＴＯ―105号
債務者　小林亜希子（旧姓大嶋・山口）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４７号
福岡市南区長住３丁目53番405号
債務者　臺　　恩希（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８３号
福岡市南区清水２丁目20番４―301号
債務者　坂梨　賢伸
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５４号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目18番１号ブルースカイ小林Ⅱ203号
債務者　阿部　和也
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目18番１号ブルースカイ小林Ⅱ203号
債務者　阿部　宏美（旧姓前田・菅野）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５３４号
福岡県宗像市東郷６丁目２番21―101号
債務者　原口　俊浩
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５３５号
福岡県宗像市東郷６丁目２番21―101号
債務者　原口　慶子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部